

販売委託業務の実施公告（企画競争）

下記のとおり、公告します。

1 事 項 令和8年度 北海道森林管理局販売委託業務
(市場委託(銘木市)／山元土場委託)

2 委託予定物件 別紙1、別紙2の販売委託業務予定一覧表による。

3 参加資格

- (1) 問屋業者（商法（明治32年法律第48号）第551条に定める問屋をいう。）であること。
- (2) 林産物のせり売り又は入札売りの業務につき引き続き2年以上の経験を有すること。
- (3) 資産信用が確実であって、国有林野の産物販売委託規程（昭和35年9月10日農林省告示第869号）第18条の2に規定する担保を提供することができる資力を有すること。
- (4) 「農林水産省発注公共事業等からの暴力団排除の推進について」（平成23年6月28日付け23経第545号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 企画競争説明書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 令和8年2月17日（火）～令和8年3月4日（水）
- (2) 交付場所 北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課素材供給係

5 企画提案書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和8年3月4日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所 北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課素材供給係

6 企画提案書の無効

本公告に示した資格の無い者が提出した企画提案書は無効とする。

7 その他

- (1) 本公告に記載なき事項は、企画競争説明書による。
- (2) 入札競争参加資格については、より多くの人に入札参加して頂けるような入札案内とすること。
- (3) 買受者に対して適格請求書交付を行うこと。また、発行した適格請求書の写しを提出すること。
- (4) 国有林野の林産物販売委託契約約款について遵守すること。

8 照会窓口

〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第二課素材供給係
電話 011-622-5248（直通）

令和8年2月17日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 関口 高士

令和8年度北海道森林管理局販売委託業務予定一覧表

販売業務委託種類	市場委託					
販売業務委託番号	1					
市の種類別	銘木市					
産物の品目	素材					
樹種(材種)	丸太(高品質材、準高品質材等)					
予定数量(見込み)	2,400m ³					
(参考) R7年度 銘木市数量実績 (1月末時点)	地域	札幌地域	旭川地域	北見地域	帯広地域	函館地域
	数量	977m ³	572m ³	138m ³	350m ³	65m ³
委託手数料	販売代金の6%以下とする					
委託業務の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ●産物交付通知書の受領、産物受領書の提出 ●買受人へ引渡すまでの委託物品の保管管理 ●委託物品の輸送及び仕訳、査積(但し輸送は「産物の輸送方法」による) ●査表示板及び銘木ラベルの貼付(銘木ラベルの貼付は銘木市のみ) ●入札案内書の作成、送付又は電子媒体による通知 ●販売実施計画書の提出 ●入札の執行 ●販売結果報告書等の提出 ●販売代金の納付 ●委託物品の買受人への引渡 ●適格請求書の交付及び発行した適格請求書写しの提出 ●その他「国有林野の林産物販売委託契約約款」に定める事項 					
委託しようとする時期及び期間	令和8年4月～令和9年3月の期間で委託販売に関する森林管理(支)署との契約締結から委託材を買受人へ引き渡すまで。					
産物の交付場所	各森林管理(支)署の生産地点					
産物の輸送方法	産物の交付場所から展示会場までトラック輸送 (展示会場における委託販売) ただし、トラック輸送については見積り合わせとする。					
委託契約に関する事項	<p>販売方法 ●委託を予定する各森林管理(支)署と単独に契約する販売委託契約とする。</p> <p>販売条件 ●国有林野の林産物販売委託契約約款及び国有林野の産物販売委託契約書による。</p>					

(注) 予定数量は、北海道局全体の予定であり変更となる場合がある。

令和8年度北海道森林管理局販売委託業務予定一覧表

販売業務委託種類	山元土場委託		
販売業務委託番号	2	3	4
販売委託を行う地域	札幌・旭川・函館地域	北見地域	帯広地域
産物の品目	素材		
樹種(材種)	丸太(一般材、低質材、原料材)		
予定数量(見込み)	201,500m ³	103,500m ³	129,000m ³
委託手数料	販売代金の4.5%以下とする		
委託業務の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ●産物交付通知書の受領、産物受領書の提出 ●委託物品の交付を受けてから、当該物品の搬出済届が提出されまでの保管管理 ●山元現地への案内板の設置、権表示板の貼付 ●当該物品の入札前、搬出中の搬出路の状況把握 ●入札案内書の作成(統一様式による作成)、送付又は電子媒体による通知 ●入札の執行 ●販売結果報告書等の提出 ●販売代金の納付 ●委託物品の買受人への引渡 ●引渡物件搬出済報告書の提出 ●不落物件等の分析や販売対策事務 ●間伐材証明書の発行事務 ●間伐材等由来のバイオマス証明書の発行事務 ●適格請求書の交付及び発行した適格請求書写しの提出 ●その他「国有林野の林産物販売委託契約約款」に定める事項 		
委託しようとする時期及び期間	令和8年4月～令和9年3月の期間で委託販売に関する各森林管理(支)署との契約締結から引渡物件搬出済報告書の提出を各森林管理(支)署が受ける日まで。		
入札実施回数	夏期における虫害対策として、原則7月及び9月は複数回入札、通常月1回の年14回以上		
産物の交付場所	石狩森林管理署、空知森林管理署、胆振東部森林管理署、日高北部森林管理署、日高南部森林管理署、空知森林管理署北空知支署、留萌北部森林管理署、留萌南部森林管理署、上川北部森林管理署、宗谷森林管理署、上川中部森林管理署、上川南部森林管理署、後志森林管理署、檜山森林管理署、渡島森林管理署の生産地点	網走西部森林管理署、網走西部森林管理署西紋別支署、網走中部森林管理署、網走南部森林管理署の生産地点	根釧西部森林管理署、根釧東部森林管理署、十勝東部森林管理署、十勝西部森林管理署、十勝西部森林管理署東大雪支署の生産地点
産物の輸送方法	なし(各山元土場における委託販売)		
委託契約に関する事項	<p>販売方法 ●委託を予定する各森林管理(支)署と単独に契約する販売委託契約とする。</p> <p>販売条件 ●国有林野の林産物販売委託契約約款及び国有林野の産物販売委託契約書による。</p>		

(注) 予定数量は、見込みであり変更となる場合がある。